## 災害時被害情報連絡基準について

県内にて地震災害、風水害他の大きな災害が発生した際、士会員の被害情報 を収集するにあたり、以下の基準でメーリングリストにて災害発生を連絡し、被害 情報収集にあたる。

## 1)地震災害時

- ① 県内で<u>震度5弱以上</u>の地震発生時は、各地域の震度にかかわらず全地域から全ての会員が被災情報連絡をあげる。
- ② 県内、<u>震度4</u>においては、被害(自宅・病院施設)があった会員が被災情報連絡をあげる。
- ③ 県内、<u>震度 3 以下</u>においては、被害(自宅・病院・施設)があった会員より自主的に富山県士会 HP から被災情報連絡をあげる。(メーリングリストは発信しない)

## 2) 風水害時

- ① 気象庁警戒レベル 5 相当が県内いずれかで発信された段階で各地域の警戒レベルに関わらず全地域から全ての会員が被災情報連絡をあげる。
- ② **気象庁警戒レベル 4 相当**が県内いずれかで発信された段階で被害(自宅・病院施設)があった会員が被災情報連絡をあげる。
- ③ **気象庁警戒レベル 3 相当以下**においては、被害(自宅・病院・施設)があった会員より自主的に富山県士会 HP から被災情報連絡をあげる。(メーリングリストは発信しない)
- 3) その他、大規模災害発生時、該当地域全域より全ての会員が情報をあげる。

\*なお、災害発生発信者は次の通りとし、被災状況に応じて繰り返し発信して被害情報の収集にあたる。

災害発生発信者: 1 災害リハビリテーション委員会委員長(現:高林一彦) 2 同委員会担当理事(現:大平正和)

警戒レベルと防災気象情報 知る防災®			
警戒 レベル	とるべき行動	危険度分布	気象庁等の情報
5	命の危険 直ちに安全確保	災害切迫	氾濫発生情報 大雨特別警報
4	危険な場所から 全員避難	危険	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報
3	危険な場所から 高齢者等は避難	警戒	大雨警報(土砂災害) 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報 無限に切り替える可能性が
2	避難行動を確認	注意	氾濫注意情報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報
1	災害への心構え	早期注意情報 (警報級の可能性)	
内閣府 HP「避難情報に関するガイドラインの改定」をもとに日本気象協会が作成			